

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和3年12月17日（金）から令和4年1月15日（土）までの間、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和3年12月17日（金）～令和4年1月15日（土）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	（参考）延べ意見数
189	18	207	411

※ 氏名、連絡先が未記載のもの、個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

	事項	意見の種類数
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正案	(1) マイクロチップの装着	15
	(2) マイクロチップ装着証明書	14
	(3) 取外しの禁止	1
	(4) 登録等	20
	(5) 変更登録	4
	(6) 狂犬病予防法の特例	8
	(7) 死亡等の届出	3
	(8) 情報の提供	4
	(9) 第一種動物取扱業の登録の申請等に係る事項	2
	(10) その他	0
	第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の改正案	13

4. 提出された意見の傾向

■ マイクロチップの装着に関する意見

- ・ マイクロチップを装着する者は、動物病院に勤務している獣医師に限定すること
- ・ マイクロチップ装着証明書は、かかりつけの獣医師が発行すること
- ・ マイクロチップの規格について、動物用医療機器として承認されたものに限定すること
- ・ 子犬猫のマイクロチップの装着場所は、流通する前の繁殖場とすること

■ マイクロチップ装着証明書に関する意見

- ・ ブリーダーの個人名、犬又は猫の両親の個体識別番号、犬又は猫の出生方法（自然分娩又は帝王切開）等を記載すること
- ・ 輸入検疫証明書をマイクロチップ装着証明書とみなすこと

■ 登録等に関する意見

- ・ 登録の際に、ブリーダーの個人名、犬又は猫の両親の個体識別番号、犬又は猫の出生方法（自然分娩又は帝王切開）、出産回数及び帝王切開の回数、健康診断の有無、出産後の雌犬猫の繁殖の適否、雄犬猫の繁殖の適否、雌雄犬猫のワクチン接種の有無等を記載すること。
- ・ 登録申請書の項目から「親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号」を削除すること
- ・ 所有者が、それ以前の所有者の個人情報を読覧できないよう、システム構築時に個人情報を保護するためのセキュリティー対策を確実にすること

■ 狂犬病予防法の特例に関する事項

- ・ マイクロチップの装着、情報登録の際に、狂犬病予防法に基づく登録手数料も合わせて支払うことができるようにし、両方の手続きを一度で完了させること。

■ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の改正案

- ・ 犬猫の譲渡の場合に、繁殖実施状況記録台帳の写し、獣医師による出生証明書の写し、帝王切開を行った獣医師の出生証明の写し、母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の写しを譲り渡すこと
- ・ 犬猫を取得した際の装着・登録の義務付けは、法 21 条の目的から逸脱しているため削除すること
- ・ 施行日に、現に所有する犬猫への装着・登録の努力義務を義務とすること

5. 寄せられた意見の概要、主な意見の理由及び意見に対する回答別紙参照。

2. (1) マイクロチップの装着に関する意見

No.	意見の概要	回答
1	マイクロチップを装着する者について、「愛玩動物看護師法第3条の免許を取得している者であること。」を削除し、獣医師に限定してほしい。	愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師法(令和元年法律第 50 号)に基づき、愛玩動物の診療の補助として、獣医師の指示の下、愛玩動物に対する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為を行うことができるとされており、マイクロチップの装着は、当該行為に含まれると解されます。このため、愛玩動物看護師は、資格取得の過程において、マイクロチップの装着に係る事項を含め、診療の補助に係る知識等を修得しているため、マイクロチップを装着する者として適切と考えます。
2	マイクロチップを装着する獣医師・愛玩動物看護師について、マイクロチップの装着に熟練した者に限ることとしてほしい。	獣医師は獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第3条の免許を、愛玩動物看護師は愛玩動物看護師法第3条の免許を取得している者であることから、それぞれ獣医師国家試験・愛玩動物看護師国家試験によって必要な知識及び技術を修得していることが担保されており、マイクロチップを装着する者として適切と考えます。また、装着の際の留意点をガイドライン又はマニュアルとして示す予定であり、これらも安全な装着に寄与すると考えています。
3	マイクロチップを装着する者について、獣医師免許を取得しているだけではなく、「獣医師法第3条の免許を取得している者でありかつ動物病院に勤務している獣医師」であることを追加してほしい。	マイクロチップの装着は獣医師法により獣医師に認められている行為であり、診療施設の開設の有無とは直接的な関係はなく、御指摘のような制限をつけることは困難です。
4	<p>マイクロチップを装着する者について、以下のような限定や規定を加えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省が指定した者とする事とした上で、自治体はその獣医師の詳細を必ず確認し、記録しておき、業者と獣医師との間に癒着関係がないか厳しい目で管理すること。 ・犬猫の健康診断や妊娠・出産に携わり、両親、産まれた子供達、その繁殖業者を知る獣医師であること。 ・原則、第一種動物取扱業者の所在地から一定距離圏内の病院に勤務する者であって、規定される距離圏外の病院の者や病院に属していない者とする事。加えて一定圏内でも事業者と動物病院が同住所であったり、事業者と病院が経営上関連があるなどの場合にも、事業者は自治体に書面で報告すること。 	マイクロチップの装着は獣医師法により獣医師に認められている行為であり、環境省が特定の獣医師を指定等するような制度や制限を設けることは検討しておりませんが、御意見は今後の参考にしてまいります。

5	<p>ア. ②は「マイクロチップの装着を獣医師(※P.1(1)ア. ①の獣医師に限る)から指示された者」を追加してください。</p>	<p>愛玩動物看護師が診療の補助として行うマイクロチップの装着については、獣医師の指示の下に行われることが前提となっております。愛玩動物看護師が行うのはあくまで「診療の補助」であり、診療行為の主体は獣医師であるため、マイクロチップ装着証明書においては、当該指示をした獣医師の氏名を記載することとしています。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・装着可能なマイクロチップの基準について、施行規則の改正案では「国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号」としているが、犬猫の安全性の確保を確実なものとするため、動物用医療機器として承認されたものに限定していただきたい。 ・国内で装着されるマイクロチップについては、2. (1)イ. の環境省令で定める基準は、ISO 規格に準拠し、かつ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 23 条の 2 の 5 第 1 項の規定に基づく製造販売承認を受けたものとしていただきたい。 	<p>国内で正規に流通しているマイクロチップは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 2 条第 6 項に基づく管理医療機器として承認されたものです。既に薬機法に基づき規制を受けているマイクロチップを動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「動物愛護管理法施行規則」という。)において限定する必要はないと考えています。</p>
7	<p>2. ウ. を判断する者、証明書類の必要性の有無について、診断書等についての参考様式も含めて具体的に定めていただくことは、事業者が法的義務を円滑に履行するために必要であり、獣医師にとっても、埋込みの可否について判断に苦慮するケースが想定されるため、農水省を通じ、本改正内容の周知とともに、埋込可能週齢など判断基準の指標となるものを周知してほしい。</p>	<p>「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師等によりなされることが望ましいと考えています。環境省としては、改正内容の周知を図るとともに、マイクロチップの装着に係るガイドライン(仮称)の整備等を行い、周知を図ってまいりたいと考えておりますが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>
8	<p>2. (1)ウ. ①犬又は猫に既に「ISO に準拠している」マイクロチップが装着されているときとしてください。</p>	<p>御指摘の箇所の「マイクロチップ」は、2. (1)イの基準に適合しているものを指しています。</p>
9	<p>2. (1)イ. に示された省令で規格を指定する方法だと、規格が異なるマイクロチップは法第 39 条の 2 の「マイクロチップ」では無いことになる。すると、規格外マイクロチップは「既にマイクロチップが装着されているとき」という規定のマイクロチップにも該当しないことになり、二重に埋め込む義務が生じ個体への</p>	<p>国際標準化機構が定めた規格に適合したマイクロチップは、欧州を中心に世界で広く普及されていることを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 39 条の 2 第 1 項に規定するマイクロチップについて、国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号の基準に適合するものとししました。基準に適合しないマイクロチップでは専用のリーダー(読取り器)で読み取ることができないため、これらの規格以外のマイクロチップを装着している場合においては、基準に適合したマイクロチップを新たに装着する必要があります。</p>

	負担も大きくなる。規格外マイクロチップが既に埋め込まれている場合も除外できるように規定すべき。	
10	2. (1)ウ. ②に「ただし獣医師の(ア)診断書及び(イ)装着猶予証明書の発行を受け行政機関に届け出を行うこと。なお、装着猶予証明書には、法第 39 条の5第2項第3号の全ての項目を記載すること」を追加してほしい。	マイクロチップを装着していない時点においては、犬猫等販売業者もそれ以外の者も法第 39 条の5第2項第3号の情報を申請する義務は負っておりませんが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。
11	マイクロチップ装着の義務がかかる主体は小売業者とし、犬猫を流通させる前までに装着させることを要望。また、子犬子猫にマイクロチップを装着する際は、同腹の子および出産した母犬または母猫の健康チェックも獣医師に見てもらうことを要望する。	マイクロチップ装着の義務がかかる主体については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。)において、マイクロチップの装着・登録義務の対象が規定されており、御指摘のような運用は困難ですが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。
12	法第 39 条の2の犬猫の「取得」について明確に定義されていないことから、省令で定義する必要がある。所有権の移転を伴わず個体の管理は移行する代理販売、管理形態は変わらず書類上の所有権の移転が行われるケース、複数の者による共同所有など、さまざまな形態があるところ、取得日を起算日として法を適用するのであれば、「取得」時点が一意に定まるようにしなければならない。	「取得」の解釈には御意見のとおり様々な形態が想定され、法第 39 条の2第1項の「当該犬又は猫を取得した日」について、同項における「取得した日」は、所有権が移転された日を指すものと解していますが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。

2. (2) マイクロチップ装着証明書に関する意見

No.	意見の概要	回答
13	ア. に繁殖に関わった第一種動物取扱業者に関わる情報(名称(個人氏名)、住所、電話番号、担当者名、メールアドレス、登録番号)を加え、マイクロチップ装着証明書に記載することとしてください。	マイクロチップ装着証明書は、獣医師が犬又は猫の所有者の依頼を受けて、マイクロチップを確かに装着したことを証することを目的としており、この目的に応じて必要な事項として、装着した獣医師の氏名等を記載することとしており、当該目的を鑑みると、御指摘の事項は必須ではないと考えています。 御意見にある、ブリーダーの個人名や住所、電話番号、メールアドレス、第一種動物取扱業の登録番号などは、2. (4)登録等の事項にあるとおり、登録の申請が行われる際に登録される事項となります。なお、所有者の変更登録がなされた後にマイクロチップの識別番号により、繁殖事業者や販売事業者が誰であったかをたどれるものではありません。
14	「犬又は猫の両親の個体識別番号」、「犬又は猫の出生方法(自然分娩か帝王切開かの別)」、「マイクロチップを装着した施設を管轄する保健所の名称」、「不妊去勢手術の経験の有無」を加え、マイクロチップ装着証明書に記載することとしてください。	マイクロチップ装着証明書は、獣医師が犬又は猫の所有者の依頼を受けて、マイクロチップを確かに装着したことを証することを目的としており、この目的に応じて必要な事項として、装着した獣医師の氏名等を記載することとしており、当該目的を鑑みると、御指摘の事項は必須ではないと考えています。
15	「ア. ⑦ ①～⑥のほか犬又は猫の特徴となるべき事項」について、どのようなことが明記されていないので、あいまいになってしまわないように具体的に(具体例など)を明記してください。	狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 52 号)第3条と同じ解釈であり、個体識別等に資する情報であって、①～⑥以外で該当するものがあれば記載することとしたものです。
16	ア. ①血統書に登録されている名前か、あるいは、所有者がつけた名前なのか分からないため、犬又は猫の名について明記してください。	個体識別に用いている名前であれば、血統書名、呼び名のいずれを用いてもよく、所有者の依頼に基づき、獣医師が記載することになります。
17	獣医師の氏名だけではわからないこともあり、同姓同名もあり得ることから、⑪マイクロチップを装着した獣医師(マイクロチップの装着について愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。)の氏名・電話番号・動物病院の住所を追加してください。	御意見の趣旨は、原案に反映されているものと考えています。
18	エ. 該当箇所の「装着されている事実」及び「マイクロチップの識別番号に係る証明書」とは具体的に何を指すのか。	獣医師が発行するマイクロチップ装着証明書に代わり得るものとして、マイクロチップが装着されていることと当該マイクロチップの識別番号を記載した証明書が想定されます。なお、様式は任意で差し支えありませんが、獣医師法第 18 条に基づく診断書は証明書としてみなせると考えています。

19	ア. ⑤について、犬猫の生年月日は事業者の自己申請(紙ベースの台帳に記載して管理)となっていますが、いくらでも誤魔化せるので、8週規制が遵守できていないのではと思います。人間と同様に出生届(生後2日以内に提出)など、今後検討してほしい。	週齢を偽る目的で生年月日を虚偽申告するのではという懸念については、各個体にマイクロチップを装着した獣医師がマイクロチップ装着証明書を発行するため、信頼性は担保されると考えますが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。
20	マイクロチップ装着証明書から「犬又は猫の名」を削除してほしい。	マイクロチップ装着証明書は、獣医師が犬又は猫の所有者の依頼を受けて、マイクロチップを確かに装着したことを証することを目的としています。装着証明をするに当たり、当該マイクロチップの識別番号と装着された犬又は猫を紐付ける必要がありますが、犬又は猫の名はマイクロチップ装着前から個体識別に用いられているものであり、紐付けをするために有用な情報であることから、マイクロチップ装着証明書の記載事項としています。
21	動物愛護センターで保護収容中の動物へ装着し、動物愛護センターの犬猫として登録申請を行う場合、装着証明書と登録申請書に記載する項目に重複が多いため、装着証明書及び登録申請書を合わせた様式を設けてほしい。もしくは、どちらかに重複項目以外のみを記載するようにしてほしい。	マイクロチップ装着証明書は、獣医師が犬又は猫の所有者の依頼を受けて、マイクロチップを確かに装着したことを証することを目的としています。 一方で、登録証明書には、狂犬病予防法(昭和28年法律第247号)の特例に必要な狂犬病予防法施行規則第3条第1項の事項に加え、法第21条第1項に基づく第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。)を改正する予定であり、これに伴う申請事項があります。装着証明書と登録申請書ではそれぞれ目的が異なるため、各々を作成いただくこととしています。
22	ウ. マイクロチップの装着証明書の再交付は、P.1(2)のア.の事項①～⑪と照合できる場合のみ、としてください。	再交付を行う獣医師は、マイクロチップの識別番号を確認し、ア.①～⑪に記載した装着証明書を発行することとなるため、御意見の趣旨は、原案に反映されているものと考えています。
23	海外でマイクロチップが装着された犬猫の登録に当たっては、複数回にわたるマイクロチップ装着確認を行わせるような無用な負担を課すことなく円滑な登録を推進するため、輸入時に発行される「輸入検疫証明書」が「マイクロチップ装着証明書」の代わりとして認めることとしてほしい。	国際標準化機構が定めた規格に適合したマイクロチップが海外で装着された犬又は猫を犬猫等販売業者が取得した場合は、法第39条の5第3項に基づき、登録の申請に際してマイクロチップ装着証明書の添付が不要であるため、御指摘の輸入検疫証明書をマイクロチップ装着証明書とみなす必要はありません。 仮に、国際標準化機構が定めた規格に適合しないマイクロチップが海外で装着された犬又は猫を犬猫等販売業者が取得した場合は、国内に持ち込んだ場合は、国内で国際標準化機構が定めた規格に適合したマイクロチップを装着する必要があり、この際にマイクロチップ装着証明書が発行されるため、御指摘の輸入検疫証明書をマイクロチップ装着証明書とみなす必要はありません。
24	装着証明書の発行は装着した獣医師に限定せず、現に読取りを行った獣医師であれば発行できるようにしてほしい。	装着証明書の発行を受けることができないときは、獣医師が発行したこれに代わる証明書を装着証明書とみなすこととしており、御意見の趣旨は原案に反映されているものと考えています。

2. (3) 取外しの禁止に関する意見

No.	意見の概要	回答
25	<p>遺棄する際などに証拠隠滅を図るため、犬又は猫の体を傷つけてマイクロチップを取り外す行為が既に発生しています。このような行為には動物愛護法第44条の適用をお願いします。</p>	<p>取外しを禁止する要件である「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師等によりなされることが望ましいと考えています。</p> <p>御意見のように、正当な理由なく犬又は猫を傷つけてマイクロチップを取り外した場合は、法第44条第1項に該当する可能性があります。</p>
26	<p>MRI撮影はやむを得ない事由に該当すると考えてよいか。どのようなケースを想定しているのか例示してほしい。</p>	<p>MRI撮影の全てがやむを得ない事由に該当するか否かは、治療を要する患部によると想定されるため一概にはお答えできませんが、「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれ」があるか否かの判断は、専門的な知識を有する獣医師等によりなされることが望ましいと考えています。</p>

2. (4)登録等に関する意見

No.	意見の概要	回答
27	登録申請の際、マイクロチップを装着した者の情報及び登録を受けようとする者の身分証明書の写し2通(うち1つは写真付きの身分証明書)を併せて提出させることとしてください。	マイクロチップを装着した者は、登録の際に添付するマイクロチップ装着証明書に記載されており、御意見については原案で既に対応しています。 身分証明書の写しは、所有者が自ら登録の申請をすることが前提であり、その提出を求める必要はないと考えます。
28	登録申請書の提出の際、(4)イの事項を提出することとしてください。	ア. の別記様式は、法第39条の5第2項に掲げる事項及びイ. の①～⑯の事項を記載するものとなるため、御意見については原案で既に対応しています。
29	イ. にブリーダーの個人名を追記してください。	ブリーダーについては、犬猫等販売業者としてマイクロチップの装着・登録義務がかかっており、登録の際に氏名等を記載することが、法第39条の5第2項第1号に基づき義務付けられています。 また、犬又は猫の譲渡しが行われた場合には、譲り受けた者に所有者の変更登録の義務が生じることとなっています。
30	繁殖場間を移動した場合、移動した先々のブリーダーの住所、名前、出産回数、出産方法の登録を追記して下さい。	犬又は猫の譲渡しが行われた場合には、譲り受けた者に所有者の変更登録の義務が生じることとなっています。
31	マイクロチップ登録内容に「両親の個体識別番号及び生年月日」、「犬又は猫の出生方法(自然分娩か帝王切開かの別)」、「出産回数及び帝王切開の回数」、「出産後の雌の状態(次回繁殖に関する適否)」、「雄の繁殖の適否」、「雄犬又は雄猫の交配回数」、「繁殖を引退した年齢」、「健康診断の有無」、「ワクチン接種の有無」、「子の個体識別番号」、「不妊去勢手術の経験の有無」、「譲渡元情報」、「獣医師の氏名及び住所」等を追記してください。	マイクロチップ装着の主な目的は、 ・犬猫の盗難及び迷子の際の返還に資するとともに、所有者不明の犬猫や非常災害時に行き別れた犬猫の返還が容易になること ・管理責任の明確化を通じて所有者の意識向上等につながり、動物の遺棄の未然防止や適正飼養の推進に寄与すること の2点と考えており、これらの目的に鑑みると、御指摘の事項は必須ではないと考えています。 なお、今般の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」では、両親の個体識別番号、出産方法や出産回数等の情報を登録する仕組みは想定しておらず、これらは基準省令第2条第6号ハに基づき調製される繁殖実施状況記録台帳において記録される事項となっています。
32	「イ. ⑩ ④～⑨のほか犬又は猫の特徴となるべき事項」について、どのようなことが明記されていないので、あいまいになってしまわないように具体的に(具体例など)を明記してください。	狂犬病予防法施行規則第3条と同じ解釈であり、個体識別等に資する情報であって、④～⑨以外で該当するものがあれば記載することとしたものです。

33	イ. ④ 血統書に登録されている名前か、あるいは、所有者がつけた名前なのか分からないため、犬又は猫の名について明記してください。	申請者が判断し記載するものであり、血統書名、呼び名のいずれであっても構いません。
34	イ. ③ 「電子メールアドレス」を改正案から削除してください。	オンライン手続により申請された後、発行される登録証明書を電子メールアドレス宛に送付するため、削除することは困難です。
35	所有者を明らかにすることを目的とするマイクロチップの装着と登録において、母子関係の証明は本来の目的を超えるものであり、登録申請書の項目から「親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号」を削除していただきたい。	犬又は猫を繁殖させる際の交配時の年齢の確認を個体ごとに確実にを行うためには、子のマイクロチップを登録する際に親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号の紐付けが不可欠であり、基準省令の遵守に関する事項であるため削除は困難です。
36	業者から競りに出すときチップを装着・登録し、その後所有者が変わるたびに変更するのを手間に感じるが、その費用は競り時に小売業者から繁殖者に支払うよう義務付けてほしい。	手数料を支払う者については、法第 39 条の 25 に規定されているとおり、「登録を受けようとする者」や「変更登録を受けようとする者」となるため、御指摘のような対応は困難です。
37	法第 39 条の 5 第 4 項に基づく内容が見当たらない。	御指摘の登録証明書の様式は、動物愛護管理法施行規則において定めることとしています。
38	エ. の①～⑧の事項に「ブリーダーの個人名」、「犬又は猫の名」、「第一種業種別登録番号」、「親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号」を追記してください。	登録証明書の目的は、マイクロチップが装着された犬又は猫の情報が確かに登録されたことを証するものであるため、御指摘の事項は必須ではないと考えています。
39	登録証明書に「変更登録の届出に必要な暗証番号」を記載する案となっているが、登録証明書に記載された暗証番号を用い、次の所有者が、それ以前の所有者の個人情報を閲覧できないよう、システムの構築時に個人情報を保護するためのセキュリティー対策を確実にしていただきたい。	マイクロチップの識別番号と暗証記号だけでは、以前に登録された所有者の個人情報は閲覧できず、個人情報は適切に保護されます。
40	エ. の③の暗証記号は一度登録すると変更不可(変更登録の際も同様)としてください。	暗証記号はパスワードに相当し、登録又は所有者の変更登録後に交付される登録証明書を紛失しない限り、再度発行されないため、原則として変更されません。
41	登録証明書の再交付は、P.2(4)のイ. の事項①～⑯と照合できる場合のみとしてください。	いただいた御意見は参考にさせていただきます。
42	キ. の①～⑥の事項に⑦ブリーダーの個人名を追記してください。	キ. ①～⑥の事項は、所有者が自らの住所や氏名が変更となった場合に届け出るものであり、ブリーダーの個人名は必要ありません。

43	キ. ③ 血統書に登録されている名前か、あるいは、所有者がつけた名前なのか分からないため、犬又は猫の名について明記してください。	33 の回答と同じ。
44	キ. ② 「電子メールアドレス」を改正案から削除してください。	34 の回答と同じ。

2. (5) 変更登録に関する意見

No.	意見の概要	回答
45	ア. の提出に、変更登録を受けようとする者の身分証明書の写し2通(※うち1つは写真付の身分証明書)を追加してください。	身分証明書の写しは、所有者が自ら変更登録の申請をすることが前提であり、身分証明書の提出まで求める必要はないと考えます。
46	ア. の変更登録の対象に「両親の個体識別番号」、「獣医師の住所、電話番号、診療施設名」、「犬舎名」、「コールネーム(血統証明書の登録名)」を追加してください。	御指摘の事項は 31 でお答えしたとおり登録事項としていないため、変更登録の対象とはなりません。また、「犬舎名」及び「コールネーム」については登録事項としていないため、変更登録の対象とはなりません。
47	変更登録を行う飼主について本人確認を行っていただきたい。	所有者自らが変更登録の申請をすることが前提であり、本人確認を行うことは想定しておりません。
48	変更義務を負う新たな所有者が動物愛護センターへ登録代行を依頼できるか。その場合の依頼方法は。行政からの支払いの場合、行政への口座登録が必要となるが、支払い方法はどのようになるか。	変更登録の義務を負う新たな所有者自らが申請し、手数料を納める必要があります。

2. (6) 狂犬病予防法の特例に関する意見

No.	意見の概要	回答
49	ア. ⑤ 「電子メールアドレス」を改正案から削除してください。	法第39条の7第1項に基づく「求め」をした市町村長が申請者へ確実に連絡が取れるよう、電話番号の他に連絡を取る手段を確保する必要があると考えています。
50	市町村長に通知する事項に不妊去勢手術の経験の有無も追加してください。	狂犬病予防法第4条に基づく登録事務において必要のない事項だと考えています。
51	ワンストップサービスにより、犬の所有者が役場に来庁せず狂犬病予防法第4条第1項に基づく登録に係る登録手数料の徴収が困難になることやトラブルになるケースが想定されます。	各市町村が、条例に基づいて犬の登録手数料を徴収する場合は、狂犬病予防法の特例により、マイクロチップの登録情報が市町村長に電子メールにより通知された後に、各市町村が定める条例の規定に基づき必要に応じて徴収することとなります。
52	また、市町村で定める手数料条例についても改正が予想されますので見解を伺います。	環境省は狂犬病予防法を所管していないため回答できません。
53	全ての飼い犬に画一的な対応がとれないのであれば、マイクロチップ情報を指定登録機関に登録し市町村に通知することを登録申請と見なし、マイクロチップを鑑札とみなすことは運用上、難しいと考えます。国においては、全国の市町村に実態調査等を行ったうえで、制度設計を見直していただきたい。	改正法において、マイクロチップの装着・登録義務の対象が規定されており、全ての犬に装着・登録義務を課すことは法律上困難ですが、いただいた御意見は参考にさせていただきます。
54	動物愛護管理法第39条の7(狂犬病予防法の特例)では、定められた期限内にマイクロチップの装着と登録を完了し、そのことが市町村に通知された場合、狂犬病予防法に基づく登録とみなし、また装着されたマイクロチップを鑑札とみなすと定められています。 ただし、この通知は市町村の求めに応じ行われるとも定められていることから、通知を求めない市町村に住む犬の所有者は、別途、狂犬病予防法に基づく登録が求められることとなります。居住する市町村の政策の違いにより、狂犬病予防法への対応が異なる事態は平等性を欠くものと考えます。	狂犬病予防法の特例に基づく求めをすることで、管内の犬の所在状況等の把握がより可能となり、狂犬病予防法の犬の登録に係る事務の効率化、犬の登録等の事務負担の軽減等に資するとともに、飼い主の手續に係る負担を軽減することが期待できます。 住民サービスの観点からは、可能な限り市町村長に求めをしていただくことが望ましく、狂犬病予防法の特例に基づく「求め」をする市町村長と「求め」をしない市町村長が混在することにより、犬の所有者が行う手續が変わることは望ましくないと考えているため、引き続き必要な措置を関係省庁や自治体と調整してまいります。
55	「ワンストップサービス」の実現に向け、環境省及び厚生労働省は、法の施行において、装着したマイクロチップの登録情報がすべての市町村に確実に通知される仕組みを導入いただきたい。	いただいた御意見は参考にさせていただきます。

56	<p>法第 39 条の 7 に規定されている「当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるとき」にはじめてワンストップサービスが機能することになるが、マイクロチップ登録申請者は、自らの所在する市町村が求めているかどうか知ることができないため、①全ての市町村長が求めるよう措置するか、②全ての市町村長が求めるよう措置できないならば、求めがある市町村をリアルタイムで公表・周知してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>
57	<p>繁殖業者で生まれた子犬を譲渡せずに繁殖等の目的で飼育を続ける場合、狂犬病予防法に基づく登録手数料も合わせて支払うことができるようにし、両方の手続きを一度で完了させていただきたい。</p>	<p>狂犬病予防法に基づく登録に係る条例に基づく手数料の徴収は、法に規定する指定登録機関の業務に含まれておらず、御指摘の事項への対応は法律上困難です。</p>
58	<p>繁殖業者から子犬を譲り受けたペットショップや飼い主が、狂犬病予防法に基づく登録が必要となった場合には、装着されたマイクロチップの登録変更と同時に手続きが行えるようにしていただきたい。 改正案 2. の(6)では、市町村長の求めがあるとき環境省が通知すべき事項のみを定めており、マイクロチップ登録申請をすれば、狂犬病予防法第 4 条の登録申請が自動的になされると解してよいか。</p>	<p>ブリーダーから子犬を譲り受けたペットショップや飼い主が、狂犬病予防法に基づく登録が必要となった場合、狂犬病予防法の特例について「求め」をした市町村に居住する方であれば、マイクロチップの変更登録と同時に狂犬病予防法第 4 条第 4 項に基づく変更の届出が完了することになります。</p>
59	<p>マイクロチップ登録をすれば、狂犬病予防法第 4 条の登録手続きは、手数料なしで完了するならば、ワンストップサービスを採用した市町村に対しては、手数料の減収分プラスアルファを地方交付税交付金等で補填し、ワンストップサービスの採用を促進すること。</p>	<p>いただいた御意見は参考にさせていただきます。</p>

2. (7)死亡等の届出に関する意見

No.	意見の概要	回答
60	<p>施行規則の改正案の(7)死亡等の届出のア. に「飼育している犬又は猫の所在が不明となって一定の期間を過ぎても不明な場合」を追加されたい。</p>	<p>登録に係る記録は(4)カ. の環境省令で定める期間経過後に登録情報から抹消されません。</p>
61	<p>自治体に届出ができる規定を設けられるのであれば、同様に環境省又は指定登録機関による職権抹消の規定も設けるべきではないか。</p>	<p>60 の回答と同じ。</p>
62	<p>イ. の届出に「登録の取消し」を加えられたい。</p>	<p>60 の回答と同じ。</p>

2. (8)情報の提供に関する意見

No.	意見の概要	回答
63	情報の提供の対象に、「交通事故等不慮事故により死亡した犬又は猫がマイクロチップを装着している場合に、当該犬・猫の処理を行う者(国土交通省・都道府県・市町村の道路管理者、市町村等の清掃業務担当部署など)からの照会に対し、必要な範囲内において、登録に係る情報の提供を行うこと。」を追加してほしい。	個人情報保護の観点から飼い主の個人情報を法令に基づかず提供することはできないものの、交通事故等不慮事故により死亡した犬又は猫がマイクロチップを装着していた場合に、適切に登録情報に反映されるよう運用を検討してまいります。
64	指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会に属する獣医師であれば登録データの閲覧が可能という意味にあたるのか、明確にしてほしい。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づき登録データを閲覧できる者は、原則、自治体、警察署及び環境省(指定登録機関)になります。したがって、公益社団法人日本獣医師会に属する獣医師であることを理由に登録データの閲覧はできません。
65	遺伝性疾患等を抱えるペットを購入した消費者の相談対応される消費生活センターや弁護士などにも、親の識別番号から交渉相手となる事業者を自治体経由で教えてもらうなどの準備はできているのか。ペット業界の健全化と消費者保護のためには消費者センターや弁護士が相手方となる可能性の事業者ヘトレーサビリティできる権限を与えておくことは必要だと思います。	いただいた御意見は参考にさせていただきます。
66	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく、情報提供に関して省令に規定する必要はないのではないか。	個人情報については、行政機関個人情報保護法に基づき対応いたします。御指摘の箇所については、同法第8条第2項第3号の「相当な理由」に当たることを入念的に規定したものです。

2. (9) 第一種動物取扱業の登録の申請等に係る事項に関する意見

No.	意見の概要	回答
67	ア. に「事業所に配置される職員は、事業所に通知を行い、飼養頭数を確認しておくこと」を追加してほしい。	法第 10 条第2項第7号では、第一種動物取扱業の登録を受けようとする者が申請書に記載する事項に関する委任規定であり、御指摘のような内容は申請書記載事項としては適当ではないと考えます。
68	<p>「第一種動物取扱業変更届出書(様式第7)」には「事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」「事業所に配置される職員の最低数」の項目が追加される、という理解でよいか。</p> <p>その場合、「重要事項の説明等をする職員」について、1つの事業所に説明職員が複数いる場合は、代表として登録している職員についてのみ変更事由(異動、離職等)が生じれば変更届の義務が生じると理解してよいか。</p>	<p>今回の改正に伴い、動物愛護管理法施行規則様式第7の改正を行うこととしています。</p> <p>「重要事項の説明等をする職員」については、様式1の申請において記載された内容に変更が生じる場合には、変更届出が必要です。</p>

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に関するその他のご質問や、幅広く寄せられた意見の一例

No.	意見の概要
69	マイクロチップの規定について罰則を設けて下さい。やむを得ない理由なく取り外した場合は、罰金や取り外し方によっては動物虐待として裁いてください。悪質な業者や飼い主が無麻酔で皮膚を切り取ったという事件が既に起きています。
70	マイクロチップの装着から登録までの法律自体が義務付けであって罰則が無いようであれば対応は一部分しか進まないのではないのでしょうか。既に飼育している飼い主に対しても装着や登録しない場合においてもそれなりの罰則を要すると思います。
71	装着されている番号を活かして登録するのか。
72	血統書にチップ No.という案もあるが血統書は一般人は半分以上必要とないので発行しない場合も多々ある。血統書は繁殖者が整理するためのものです。
73	マイクロチップ装着は、生後 56 日齢でも早いと思うがそれ以前でも大丈夫か。60 日齢の仔犬が装着時に出血が止まらなくなった例があるのですが。
74	子のマイクロチップ装着時には、あわせて獣医師が、子の雄親と雌親、両方の識別番号と心身の健康状態を確認することとし、専門家が親であることを疑問に思ったり不適切な繁殖ではなかったかなど懸念される際には自治体へ連絡し調査することとしてほしい。
75	装着後 30 日以内に譲り渡した場合、新たな所有者が初めての登録を行う理解で良いか。
76	定められた期限内に装着および登録されたマイクロチップの識別番号をもって、狂犬病予防法に基づく登録番号とし、個体識別番号の一元化をはかっていただきたい。
77	繁殖業者における出産繁殖回数の記録は国家が認めた獣医のみに権限を与えてください。
78	登録に関する暗証記号が不明な場合、どのように確認をとるのか。
79	海外に移転した場合や海外から戻ってきた場合の扱いについて示されていない。
80	繁殖に供することがなくなった引退犬は、速やかに識別番号に紐付けし登録して、一般家庭への譲渡に役立つ登録のデータを利用して引退犬を動物愛護と事業者保護両方の観点から一般家庭へ譲渡をする仕組みを構築していただきたい。
81	動物愛護センターに収容される犬猫は、親が不明なことがほとんどであるが、不明として差し支えないか。
82	狂犬病予防法に基づく登録手数料(3,000 円)についても、不要となる鑑札や手続きの簡素化等により削減される費用を勘案し適切な金額に再設定されることを要望します。 マイクロチップ導入による犬猫の登録制度は、デジタル社会の実現をかける国の重点計画にも適うものであり、期待される利便性(自治体の窓口を訪れずに電子的な手続きが可能)と経費削減(不要となる鑑札や自治体の事務作業効率化)の効用が、居住する市町村によらず等しく享受できる制度設計をお願いしたい。
83	チップに関しては、野良猫との区別のため、地域猫にも代表者名を入れ装着するようにしてほしい。愛護保護団体の犬猫にも必ず装着し、業者と同時にに行わないと全く意味がない。 特に猫は登録義務が無いので全ての飼育者有り(一般、保護猫、地域猫、餌やり猫)の個体には犬同様、マイクロチップと併せて「登録義務」を設けるようにしてほしい。特に地域猫、無責任餌やり猫は優先し、費用は世話をしている者が負担すること。

84 自分は子供の頃から犬猫や動物が大好きで家族と同じ大切な存在です。その罪のない犬猫や動物達が人間の勝手な都合で殺処分されたり、悪徳業者が犬猫を金儲けのために強制繁殖を繰り返して使い物にならなくなったら山中に大量遺棄する犯罪が多発して胸が潰れる想いです。マイクロチップ義務化にすれば遺棄される犯罪が減ります。どうか一刻も早くマイクロチップ義務化してください。悪徳ペット業者や一般市民による動物虐待が多すぎます。もっと法律を厳しくして2度と動物虐待がおきないようにしてください。日本は経済重視で動物愛護に遅れすぎで、他国からも批判されて日本人として恥ずかしいです。一般市民が一生懸命払ってる税金で、行政が罪のない犬猫の殺処分や野生動物の駆除に使ってるのが気に入らない。今すぐ殺処分はやめてください。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の改正案に関する意見

No.	意見の概要	回答
85	「動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため」という法第 21 条の規定の目的から逸脱しているため、2. 1つ目の○の内容は削除してほしい。	法第 21 条では、動物の健康及び安全を保持するため、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し遵守すべき基準を定めることを求めており、基準省令における動物の繁殖の方法に関する基準を担保するため、犬猫等販売業者に対し、その所有する犬及び猫にマイクロチップを装着し、登録することを義務付けることとしています。
86	2. 1つ目の○のうち、「生後 90 日以内の犬又は猫を取得した場合には、生後 90 日を経過した日」を削除するか、「生後 90 日」を「生後 50 日(天然記念物指定日本犬の販売日齢)」に変更してほしい。	指定犬であるか否かに関わらず、生後 120 日以内に譲り渡しをする場合には、その譲渡の日までにマイクロチップを装着し、環境大臣の登録又は変更登録を受けることとしており、御意見の趣旨は反映されているものと考えます。
87	事業者間で犬猫の譲渡をする場合、獣医師による出生証明書の写真、母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の写真も併せて譲り渡すこととしてほしい。帝王切開の場合にあつては、健康状態、出産回数、帝王切開の回数も記載することとしてほしい。	基準省令第2条第6号ハに基づき調製される繁殖実施状況記録台帳には、帝王切開を行った場合の獣医師による出生証明書、母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を合わせて5年間保存することとされており、台帳の写真にはこれらが含まれるものと認識しています。
88	マイクロチップの装着義務化に伴い、マイクロチップ登録項目を追加し個体と情報が一体化した管理に変更すべきだと思います。他業者に譲渡する場合にあつても個体の情報がマイクロチップに全て登録された状態で譲り渡すことを義務化してください。 台帳はあくまでも繁殖状況等の覚え書きとして使用し、繁殖状況等の確認(立入検査)はマイクロチップのデータで行うことを要望します。	いただいた御意見は参考にさせていただきます。
89	販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあつては譲渡先と譲渡頭数、理由について管轄の自治体へ書面により報告し、自治体は譲り受けた事業者の管轄の自治体へ連絡して、譲り受けた事業者の頭数と報告頭数が間違いないか、台帳の写真等を使って確認することとしてほしい。	いただいた御意見は参考にさせていただきます。
90	販売会社、貸出業者は犬及び猫を台帳の写真と併せて譲り渡すこととしてほしい。	御意見の趣旨は、原案に反映されているものと考えています。

91	譲渡先の事業者は、譲り受けたすべての書類を、その犬猫とともに保存することとし、再び譲渡が発生する場合は、次の事業者へ、すべての書類の写しを譲り渡すことを追記してほしい。	動物の繁殖実施状況について記録した台帳の写しについては、当該犬猫に係る情報として、譲渡先において適切に情報の引継ぎがなされるものと考えています。
92	販売業を営む者が、貸出し業や展示業も登録している場合において、当該事業者が専ら貸出しや展示するために取得した犬猫については、基準省令による義務付けは無いものと解してよいか。	犬猫等販売業者にあつては、基準省令に基づくマイクロチップの装着義務がかかる対象になります。 また、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には、法第 39 条の2第2項に基づきマイクロチップ装着の努力義務はかかります。
93	2. 3つ目の○の内容を削除すること。 もし、努力規定であり義務ではないので削除しないというのであれば、指定登録機関には、マイクロチップ登録に当たって、当該事項の記入を求めることのないよう、また、地方自治体及び一般国民には、当該事項の記入がなくても登録ができることを明確に示し周知徹底すること。	御意見は今後の参考にしてまいります。なお、御指摘の箇所が努力義務であることは、規定ぶりから自明であると考えます。
94	2. 3つ目の○の内容中、犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第 39 条の5第1項に基づく環境大臣の登録を受けることについて、努力義務ではなく義務としてほしい。	第 59 回動物愛護部会における御指摘を踏まえ、改正法の委任の範囲について検討した結果、義務付けは困難と判断し、施行の際現に所有する犬又は猫については、その犬又は猫の子の譲渡の日までにマイクロチップを装着し、登録を受けることを努力義務といたしました。
95	施行までに販売業者が所有する全ての犬猫にマイクロチップ装着登録を済ませることとして下さい。	法施行前には、法第 39 条の5に基づく登録制度は開始しておらず、法に基づくマイクロチップの装着及び登録を求めることはできません。
96	販売業者がマイクロチップの装着を怠る等の違反行為があった場合の罰則規定はあるのでしょうか。	販売業者が法の施行後に取得した犬又は猫に対するマイクロチップの装着を怠った場合は、基準省令の遵守違反として、勧告、命令、取消し等の対象となります。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令に関するその他の御質問や、幅広く寄せられた意見の一例

No.	意見の概要
97	販売業者、繁殖業者、貸出業者及び展示業者にあつては、他の販売業者、繁殖業者、貸出業者又は展示業者、一般家庭等から犬猫を譲り受けた場合、一定期間、繁殖や展示など商用に供しないようにすると定めて下さい。
98	「台帳」とは、繁殖実施状況記録台帳を指すものとした場合、そこには、飼養している他の犬猫について併記されていることが多いため、当該個体の繁殖情報のみを抜き出して書き直したものを提供しても構わないか。
99	第一種動物取扱業者の資格取得、及び行政の管理、指導が緩すぎる。昨今の劣悪ペット業者による命を軽視した犯罪が取り沙汰されているが、動物愛護法を視野に入れた第一種動物取扱業者を厳しく見直し、第一種動物取扱業者のみとし、第二種動物取扱業者は無くすべきです。命を扱う全ての業は、営利、非営利関係なく、共に第一種動物取扱業者に該当させ、行政の管理と指導を行う対象とすること。 資格取得内容も厳しくし、講習時間を設けること、指導を行う行政やチェック機関である保健所にも、抜き打ち検査やチェックを行うことが必要。1度資格取得したとしても、更新制にすること。
100	繁殖実施状況記録台帳について、以下の改正をしてほしい。 ・環境省が指定する様式に全国統一すること ・雌親の状態を判断する重大な要素である帝王切開の日付、回数の欄を追加すること ・子・卵の状態(健康・疾病・死亡)の欄や備考欄には、詳細を書き込むスペースを追加すること ・手書きにも対応した実用的な用紙の向き、枠の高さや幅に改善すること